

参 考 （ 改 正 後 全 文 ）

医 政 発 〇 九 一 二 第 五 号
老 発 〇 九 一 二 第 一 号
保 発 〇 九 一 二 第 二 号
平 成 二 六 年 九 月 一 二 日

一 部 改 正
医 政 発 一 〇 〇 八 第 二 号
老 発 一 〇 〇 八 第 一 号
保 発 一 〇 〇 八 第 三 号
令 和 六 年 一 〇 月 八 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省老健局長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局長
（ 公 印 省 略 ）

医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援
臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金
の運営について

標記については、「平成２６年度医療介護提供体制改革推進交付金及び地域医療対策支援臨時特例交付金の交付について」（平成２６年９月１２日厚生労働省発医政〇九一二第２号）をもって通知されたところであるが、今般、別紙のとおり「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」を定め、平成２６年９月１２日から適用することとしたので通知する。

なお、貴管内関係者に対しては、貴職から周知されるよう御配慮願いたい。

地域医療介護総合確保基金管理運営要領

第１ 通則

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号。以下「法」という。）第 6 条に基づき、医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金により都道府県に設置された地域医療介護総合確保基金（以下「基金」という。）の管理、運用、取崩し等に係る事業（以下「基金管理事業」という。）及び基金を活用して行われる事業（以下「基金事業」という。）については、この要領の定めるところによるものとする。

なお、この要領は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 7 条に規定する補助金等の交付の条件である。

第２ 基金管理事業の実施

（１）基金の造成

基金は、「平成 26 年度医療介護提供体制改革推進交付金及び地域医療対策支援臨時特例交付金交付要綱」（平成 26 年 9 月 12 日厚生労働省発医政 0912 第 2 号厚生労働事務次官通知。以下「交付要綱」という。）等に基づき、都道府県が国から消費税増収分を財源とする医療介護提供体制改革推進交付金及び消費税増収分以外の税込等による地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の交付を受けて造成するものとする。

（２）基金の造成方法

- ① 都道府県は、基金について次の事項を条例等において規定するものとする。

- ア 基金の造成目的
- イ 基金の額
- ウ 基金の管理
- エ 運用益の処理
- オ 基金の処分

- ② 都道府県は、別表に規定する事項について、基金を造成した日又は年度毎に決定された交付額（都道府県の負担を含む。）を基金に納付した日の翌日から起算して 45 日以内に自らのホームページにおいて公表しなければならない。

(3) 基金の取崩し

- ① 都道府県は、法第4条第1項の規定により作成した計画（以下「都道府県計画」という。）の範囲内で、必要に応じ、基金事業に必要な経費を基金から取り崩し、基金事業の財源に充てるものとする。
- ② 都道府県は、都道府県計画を実施するに当たり、当該年度毎に決定された交付額（都道府県の負担を含む。）、運用益及び過年度に生じた基金の残余额を一体的に管理し、その範囲内で各基金事業に充当するものとする。
なお、当該執行の取扱いについては、別途定める。

(4) 基金の運用

基金の運用については、次の方法によるものとする。

- ① 国債、地方債その他確実かつ有利な有価証券の取得
- ② 金融機関への預金
- ③ 信託業務を営む銀行又は信託銀行への金銭信託（ただし、元本保証のあるものに限る。）

基金の運用によって生じた運用益は、当該基金に繰り入れるものとする。

(5) 基金の処分の制限

基金（（4）により繰り入れた運用益を含む。）は、基金管理事業を実施する場合を除き、取り崩してはならない。

第3 基金事業の実施

(1) 基金事業の対象

基金事業は、都道府県計画に定めるもののうち、次に掲げる事業を対象とする。

- ①－1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- ①－2 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業（別記4）
- ② 居宅等における医療の提供に関する事業
- ③ 介護施設等の整備に関する事業（別記1）
- ④ 医療従事者の確保に関する事業
- ⑤ 介護従事者の確保に関する事業（別記2）
- ⑥ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業（別記3）

(2) 基金事業の実施主体

基金事業の実施主体は、事業者（（1）の①～⑥の事業を実施する者をいう。）又は都道府県とする。

また、都道府県は、外部の団体等へ基金事業の一部を委託することができるものとする。

第4 基金事業を実施する場合の条件

(1) 都道府県が基金事業を実施する場合

都道府県がこの基金を財源の全部又は一部として基金事業を実施する場合には、都道府県に対し次の条件が付されるものとする。

- ① 基金事業の対象事業（第3の（1）に規定する事業。以下同じ。）の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。ただし、基金事業の対象事業間の経費の配分の変更はしてはならないものとする。
- ② 基金事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに基金事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまでの間、厚生労働大臣の承認を受けずに、当該基金事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- ③ 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- ④ 基金事業により取得し、又は効用の増加した財産については、基金事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- ⑤ 基金事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、基金事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を基金事業完了の日（基金事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- ⑥ 基金事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- ⑦ 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合に、当該仕入控除税額の全部又は一部を基金に納付させることがある。
- ⑧ 充当すべき基金の額が確定した場合において、既にその額を超える額を都道府県が基金から取り崩しているときは、その超える部分について、基金に

納付しなければならない。

(2) 都道府県の助成により事業者が基金事業を実施する場合

都道府県が、事業者が実施する基金事業に対して、この基金を財源の全部又は一部として助成する場合には、事業者に対し次の条件が付されるものとする（ただし、(3)に定める場合は除く。）

- ① 事業者が基金事業を実施するために必要な調達を行う場合には、都道府県の助成を受けて行う事業であることに留意し、原則として一般競争入札によるものとする。
- ② 基金事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。ただし、基金事業の対象事業間の経費の配分の変更は承認しないものとする。
- ③ 基金事業を中止し、又は廃止する場合は、都道府県知事の承認を受けなければならない。
- ④ 基金事業に係る関係書類の保存については、次のとおりとする。

ア 事業者が地方公共団体の場合

基金事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、基金事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業が完了する日（基金事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

イ 事業者が地方公共団体以外の場合

基金事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日（基金事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

- ⑤ 基金事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに基金事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上（事業者が地方公共団体以外の者の場合は30万円以上）の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで、都道府県知事の承認を受けずに、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- ⑥ 都道府県知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。
- ⑦ 基金事業により取得し、又は効用の増加した財産については、基金事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率

的な運用を図らなければならない。

- ⑧ 基金事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- ⑨ 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）に速やかに、遅くとも基金事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに報告しなければならない。また、この助成金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を都道府県に納付しなければならない。
- ⑩ 交付すべき助成金の額が確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について都道府県に納付しなければならない。
- ⑪ 基金事業を行う者が①から⑩までにより付した条件に違反した場合には、この助成金の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

（3）市町村の助成により事業者が基金事業を実施する場合

都道府県が、市町村の助成により事業者が実施する基金事業に対して、この基金を財源の全部又は一部として助成する場合には、市町村に対し次の条件が付されるものとする。

- ① 基金事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。ただし、基金事業の対象事業間の経費の配分の変更は承認しないものとする。
- ② 基金事業を中止し、又は廃止する場合は、都道府県知事の承認を受けなければならない。
- ③ 基金事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、基金事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業が完了する日（基金事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- ④ 市町村が、事業者が実施する基金事業に対して、都道府県からの助成金を財源の全部又は一部として助成する場合には、事業者に対し次の条件が付されるものとする。
 - ア 事業者が基金事業を実施するために必要な調達を行う場合には、市町村の助成を受けて行う事業であることに留意し、原則として一般競争入札によるものとする。
 - イ 基金事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、市町村長

の承認を受けなければならない。ただし、基金事業の対象事業間の経費の配分の変更は承認しないものとする。

ウ 基金事業を中止し、又は廃止する場合は、市町村長の承認を受けなければならない。

エ 基金事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日（基金事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

オ 基金事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに基金事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで、市町村長の承認を受けずに、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

カ 市町村長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

キ 基金事業により取得し、又は効用の増加した財産については、基金事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

ク 基金事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

ケ 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）に速やかに、遅くとも基金事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市町村長に報告しなければならない。また、この助成金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市町村に納付しなければならない。

コ 交付すべき助成金の額が確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について市町村に納付しなければならない。

サ 基金事業を行う者がアからコまでにより付した条件に違反した場合には、この助成金の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

⑤ ④により付した条件に基づき、市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ都道府県知事の承認又は指示を受けなければならない。

⑥ ④の力により事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があ

った場合には、その納付額の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

⑦ ④のケにより事業者から助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

⑧ ④のコにより事業者から納付させた場合には、その納付額の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

⑨ ④のサにより事業者から納付させた場合には、その納付額の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

(4) (2)の⑥及び(3)の⑥により事業者又は市町村から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(5) (2)の⑨及び(3)の⑦により事業者又は市町村から納付させた場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(6) (2)の⑩及び(3)の⑧により事業者又は市町村から納付させた場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(7) (2)の⑪及び(3)の⑨により事業者又は市町村から納付させた場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

第5 都道府県計画の変更

(1) 都道府県は、必要に応じて都道府県計画を変更することができるものとする。

(2) 都道府県は、都道府県計画を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、あらかじめ、市町村長、医療又は介護を受ける立場にある者、医療保険者、医療機関、介護サービス事業者、診療又は調剤に関する学識経験者の団体その他の関係団体（医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、病院団体等）、学識経験を有する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(3) 都道府県は、都道府県計画の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、当該変更につき、あらかじめ、厚生労働大臣に報告し、協議した後に、当該変更した計画を、厚生労働大臣に提出するものとする。

(4) 都道府県は、都道府県計画について軽微な変更をした場合には、厚生労働大臣に報告するものとする。

第6 基金管理事業及び基金事業の中止・終了

- (1) 都道府県は、基金管理事業を中止し、又は終了する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、基金管理事業及び基金事業について終了又は変更を命ずることができるものとする。
 - ① 都道府県が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、交付要綱若しくはこの要領又はこれらに基づく厚生労働大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - ② 都道府県が、基金を基金事業以外の用途に使用した場合
 - ③ 都道府県が、基金の運営に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
 - ④ その他基金の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (3) 厚生労働大臣は、(2)の終了又は変更を命じた場合において、期限を付して、基金から支出した金額に相当する金額について、基金に充当することを命ずることができるものとする。
- (4) 基金の解散は、次に掲げる精算手続が全て完了した上で行うものとする。
 - ① 第2の(3)の②に規定する都道府県計画における第3の(1)の①-1、①-2、②、④及び⑥の全ての事業が完了した場合又は第3の(1)の③及び⑤の全ての事業が完了した場合、都道府県知事は、完了した年度の実績が確定した後、速やかに厚生労働大臣あて別葉1又は別葉2により報告を行うこととする。ただし、この厚生労働大臣への報告については、第7の(2)の規定による基金事業の実績及び保管額等の報告と同時となる場合はこの限りでない。
 - ② 事業が完了したときに保有する基金の残余额（運用益を含む。）がある場合は、これに3分の2を乗じて得た額（第3の(1)の①-2の事業については全額。1円未満の端数は切り捨てる。）を厚生労働大臣に報告し、その指示を受けて厚生労働大臣が指定する期日までに国庫に納付しなければならない。
 - ③ 厚生労働大臣の指示に従い、残余额の国庫納付を行うことで、精算手続きを完了したものとする。また、残余额が無い場合においては、別葉1又は別葉2による報告を行うことで精算手続きを完了したものとする。
- (5) 精算手続き完了後において、事業者からの納付等が生じた場合は、別葉3により、これに3分の2を乗じて得た額（第3の(1)の①-2の事業については全額。1円未満の端数は切り捨てる。）を厚生労働大臣に報告し、その指示を受け、厚生労働大臣が指定する期日までに国庫に納付しなければならない。
- (6) 基金を解散（終了）する前に残余额の一部について基金事業の実施の見込

みがないなどの事実が生じた場合は、厚生労働大臣に報告し、その指示を受け、厚生労働大臣が指定する期日までに国庫に納付しなければならない。ただし、この厚生労働大臣への報告については、第7の(2)の規定による基金事業の実績及び保管額等の報告と同時となる場合はこの限りでない。

(7) 基金の保管額が基金事業等の実施状況その他の事情に照らして過大であると厚生労働大臣が認め、助成金の全部又は一部に相当する額の納付を命じた場合には、厚生労働大臣が指定する期日までに国庫に納付しなければならない。

(8) (3) から(7)の期限内に基金への充当又は国庫納付がなされない場合には、厚生労働大臣は、未納に係る額に対して、その未納に係る期間に応じて年利3.0%の割合で計算した延滞金の基金への充当又は国庫納付を併せて命ずるものとする。

第7 基金事業の実績報告等

(1) 事業者から都道府県知事への報告

第4の(2)により事業者が事業を実施した場合については、事業者は、毎年度、基金事業の実績報告を都道府県知事が定める様式により、都道府県知事に提出しなければならない。

また、第4の(3)により事業者が事業を実施した場合については、事業者は、毎年度、基金事業の実績報告を都道府県知事が定める様式により、市町村を経由して都道府県知事に提出しなければならない。

(2) 都道府県知事から厚生労働大臣への報告

都道府県知事は、毎年度、基金事業に係る決算終了後速やかに、当該基金事業に係る目標の達成状況を評価し、実績報告を作成するとともに、基金に係る保管額等とあわせて別紙様式1及び別紙様式2により厚生労働大臣に提出しなければならない。

(3) 基金の経理

基金事業の実績報告(事業者からの納付金を含む。)をする際には、交付金が医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金それぞれから交付された場合には、交付金毎に経理を区分しなければならない。

第8 その他

(1) 都道府県は、基金事業に係る助成金の交付申請及び交付決定の事務に係る手続等の助成要綱を定め、実施するものとする。

- (2) 都道府県は、管内市町村、関係団体等に基金事業の趣旨について十分な説明を行うとともに、事業者との連携を十分に行い、事務処理に遺漏のないよう取り扱われたい。

(別表) 都道府県が公表すべき事項

基金の名称	基金の名称を記載。「～基金」という名称を用いていない場合でも、基金事業に該当する限り「〇〇積立金」、「××勘定」、「△△資金」として記載すること。
基金設置法人名	基金を造成した都道府県名を記載。
基金の額	基金設置または積み増し完了時点における基金残高を記載。
国費相当額	基金設置または積み増し完了時点における基金残高のうち、国費分の金額を記載。 ※基金残高に国費以外金額（都道府県等の負担分や運用収入等）が含まれる場合、按分するなどの方法を用いて算出した国費見合いの額を記載。
基金事業の概要	当該基金事業の概要を3行から5行程度で記載。
基金事業を終了する時期	「地域医療介護総合確保基金は、地域における医療及び介護の総合的な確保のための事業を実施するため、この基金を造成していることから、終了する時期を設定していない。」のように記載。
基金事業の目標	当該基金事業の実施の成果として数値で定量的に示される指標を記載。定量的な指標を示すことができない場合は、その理由を記載した上で、定性的な指標を記載。
基金事業の採択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準、審査体制	基金事業を公募により行う場合は、採択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準、審査体制を記載。 同内容を記載した公募要領等をインターネットで公表している場合は当該URLの記載で代えることも可。

別記 1

介護施設等の整備に関する事業

1 目的

病床の機能分化及び連携に伴って増加する退院患者に対応しつつ、また、今後急増する高齢単身世帯、夫婦のみの世帯、認知症高齢者等が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことを可能とするため、地域密着型サービス（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第14項に規定する地域密着型サービスをいう。）等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進することを目的とする。

2 対象事業

（1）地域密着型サービス等整備等助成事業

ア 地域密着型サービス等整備助成事業

（ア）に掲げる施設等（サテライト型居住施設・事業所を含む。）を整備する事業を対象とするが、当事業における土地の買収又は整地に要する費用、設備整備に係る経費は対象としないものとする。

また、土地所有者（オーナー）が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事業も対象とする。この場合、施設等運営法人が事業実施に当たって適当な法人であることの確認を行った上で、選定されていることを前提とし、経営が安定的・継続的に行われるよう、当該法人が以下に掲げる要件を満たしていることを条件とする。

- ・ 貸与を受けている不動産について、施設等を経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。
- ・ 賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。
- ・ 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されており、施設等運営法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払可能であると認められること。

さらに、次に掲げる施設等を合築・併設して整備を行う場合に補助単価の加算を行うとともに、空き家を活用した地域密着型サービス施設・事業所等を整備する事業を対象とする。

なお、障害者や子ども等と交流することにより高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するものである場合については、障害者や子ども等が併せて利用する場合であっても対象とする。

（ア）対象施設等

- a 地域密着型（定員29人以下）の特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。）
- b 小規模（定員29人以下）な介護老人保健施設（ユニット型を基本としつつ、地域における

特別の事情も踏まえるものとする。)

- c 小規模（定員29人以下）な介護医療院
- d 小規模（定員29人以下）な養護老人ホーム（地域で居住できる支援機能を持つ養護老人ホーム）
- e 小規模（定員29人以下）の特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス（ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。）
- f 低所得高齢者の居住対策として「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）」第34条の規定に定める都市型軽費老人ホーム（都市型軽費老人ホームの居室面積については、10.65㎡（収納設備を除く）以上とすることが望ましい。）
- g 認知症高齢者グループホーム
- h 小規模多機能型居宅介護事業所（介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を含む。以下同じ。）
- i 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- j 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- k 認知症対応型デイサービスセンター
- l 介護予防拠点（要介護状態等（介護保険法（平成9年法律第123号）第2条第1項に規定する要介護状態等をいう。）となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のため必要な事業を行う拠点をいい、同法第115条の4第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等の実施のために、介護予防・生活支援サービス事業の通所型サービスB・Cや、多様な通いの場を整備する場合を含む。以下同じ。）
- m 地域包括支援センター
- n 生活支援ハウス（離島振興法（昭和28年法律第72号）、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）又は豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）に基づくものに限る（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令（令和3年厚生労働省令第83号）附則第4条の適用をうける場合を含む）。以下同じ。）
- o 虐待のほか、要介護者の急な疾病等に対応するための緊急ショートステイ
- p 介護関連施設等に雇用される介護職員等のための施設内保育施設（主として当該施設又は事業者の職員を対象としたものでなければならない。ただし、施設職員等の利用に支障のない範囲において、外部の利用も認めて差し支えない。また、設置場所については、利用の便（近接地、通勤経路）への配慮や障害者や子ども等と交流等の面から検討することが重要であり、個々の施設により事情が様々であることから、敷地内の設置に限定されない。）
- q 小規模（定員29人以下）な介護付きホーム（老人福祉法（昭和26年法律第45号）第2

9条第1項に規定される有料老人ホーム又は高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項の登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅（スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱（平成26年3月31日付け国住心第178号）に規定するサービス付き高齢者向け住宅整備事業の補助対象となるものに限る。（4）ウ及び（6）を除いて以下同じ。）であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの（ただし、北海道、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、福井県、山梨県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、福岡県、熊本県における整備に限る。）

（イ）整備区分

「整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。（（7）の事業を除き、以下同じ。）

整備区分	整備内容
創設 (開設)	新たに施設等を整備すること。（空き家等の既存建物や地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地等）を改修（本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うもの）して、施設等を整備する事業を含む。）
増築（床）	既存の施設等の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改築 (再開設)	既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備すること。（一部改築を含む。）なお、現在定員を維持すること基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。 ※1 取り壊し費用も対象とすることができる。 ※2 既存施設等を移転して改築する事業を含む。この場合、既存施設等を取り壊すかどうかは問わない。 ※3 改築にあたり定員を見直す場合には、改築後の定員等について、地域のニーズ等を踏まえたものとなるよう指定権者とあらかじめ協議すること。
増改築	既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備することにあわせて現在定員の増員を図るための整備をすること。（一部増改築を含む。） ※1、※2について同上。

イ 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業

介護の受け皿整備量拡大と老朽化した定員30人以上の広域型施設の修繕を同時に進めるため、都道府県計画及び市町村計画に定める介護施設等（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護付きホーム。いずれも、定員規模及び助成を受けているかは問わない。）を1施設創設することを条件に、（ア）に掲げる広域型施設1施設の大規模修繕又は耐震化を行う事業を対象とする。

なお、創設する介護施設等と大規模修繕又は耐震化を行う広域型施設の場所は、同一敷地内又は

近接の設置に限定されない。

また、介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の整備主体は同一法人であることとし、都道府県計画及び市町村計画に沿った介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の両方に係る１年から４年程度の範囲内を期間とする整備計画を定めることとする。介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の実施順序は問わないが、いずれも令和６年度中に着工することとする。

(ア) 大規模修繕・耐震化の対象施設

- a 広域型（定員３０人以上）の特別養護老人ホーム
- b 広域型（定員３０人以上）の介護老人保健施設
- c 広域型（定員３０人以上）の介護医療院
- d 広域型（定員３０人以上）の養護老人ホーム
- e 広域型（定員３０人以上）の軽費老人ホーム

(イ) 整備区分

- a 「大規模修繕」とは、本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

整 備 区 分	整 備 内 容
(１) 施設の一部改修	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事
(２) 施設の付帯設備の改造	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事
(３) 施設の冷暖房設備の設置等	気象状況により特に必要とされる熱中症対策等のための施設の冷暖房設備の新規設置工事及び一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった冷暖房設備の改造工事
(４) 避難経路等の整備	居室と避難通路（バルコニー）等との段差の解消を図る工事や自力避難が困難な者の居室を避難階へ移すための改修等防災対策に配慮した施設の内部改修工事
(５) 環境上の条件等により必要となった施設の一部改修	① 活火山周辺の降灰地域等における施設の換気設備整備や窓枠改良工事等

	② アスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事
(6) 消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修	消防法設備等(スプリンクラー設備等を除く。)について、消防法令等が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備
(7) 消融雪設備整備	豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された豪雪地域に所在する施設の安全確保上、必要な消融雪設備の整備
(8) 土砂災害等に備えた施設の一部改修等	都道府県等が土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設の防災対策上、必要な補強改修工事や設備の整備等
(9) 施設の改修整備	施設事業を行う場合に必要な、既存建物(賃貸物件を含む。)のバリアフリー化工事等、施設等の基盤整備を図るための改修工事
(10) その他施設における大規模な修繕等	特に必要と認められる上記に準ずる工事

(注) 一定年数は、おおむね10年とする。

b 「耐震化」とは、本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

整備区分	整備内容
耐震化	地震防災対策上倒壊等の危険性のある施設等の耐震補強のために必要な補強改修工事

ウ 災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業

災害レッドゾーン(都市計画法(昭和43年法律第100号)第33条第1項第8号において規定される開発行為を行うのに適当でない区域内の土地。以下同じ)に所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築を行う事業を対象とする。

なお、災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等が、災害イエローゾーンへの移転改築を行う事業については、当事業の対象としないこととする。

(対象施設)

- a 広域型（定員３０人以上）の特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室
- b 広域型（定員３０人以上）の介護老人保健施設
- c 広域型（定員３０人以上）の介護医療院
- d 広域型（定員３０人以上）の養護老人ホーム
- e 広域型（定員３０人以上）のケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。なお、移転に伴い、軽費老人ホームＡ型・Ｂ型・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けないもの）から施設類型をケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）に変更する場合も対象とする。）
- f 広域型（定員３０人以上）の介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。ただし、北海道、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、福井県、山梨県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、福岡県、熊本県における整備に限る。）

エ 災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業

災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築を行う事業を対象とする。

(ア) 災害イエローゾーン

災害イエローゾーンとは、次のいずれかに該当する区域とする。

- a 土砂災害警戒区域
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の土砂災害警戒区域
- b 浸水想定区域等
浸水想定区域等に該当する区域は、次の区域とする。
 - (a) 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第 1 項又は第 2 項の洪水浸水想定区域、同法第 14 条の 2 第 1 項又は第 2 項の雨水出水浸水想定区域、同法第 14 条の 3 第 1 項の高潮浸水想定区域
 - (b) 津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 10 条第 3 項第 2 号の津波浸水想定に定める浸水の区域、同法第 53 条第 1 項の津波災害警戒区域
 - (c) 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 31 号）による改正前の特定都市河川浸水被害対策法（平成 15 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項の都市洪水想定区域、同法第 32 条第 2 項の都市浸水想定区域

(イ) 対象施設

広域型介護施設等とは、次のいずれかに該当する施設とする。

- a 広域型（定員３０人以上）の特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室
- b 広域型（定員３０人以上）の介護老人保健施設
- c 広域型（定員３０人以上）の介護医療院

- d 広域型（定員３０人以上）の養護老人ホーム
- e 広域型（定員３０人以上）のケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。なお、改築に伴い、軽費老人ホームＡ型・Ｂ型・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けないもの）から施設類型をケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）に変更する場合も対象とする。）
- f 広域型（定員３０人以上）の介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。ただし、北海道、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、福井県、山梨県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、福岡県、熊本県における整備に限る。）

（ウ）対象事業

災害イエローゾーンに所在する次のいずれかに該当する広域型介護施設等の改築を行う事業を対象とする。

- a 対象施設の建物新築工事契約時、建物購入契約時等から事業開始までのいずれかの時点において、対象施設の当該事業用地に土砂災害警戒区域又は浸水想定区域等の指定がなく、本事業への申請時点において、対象施設の当該事業用地が、土砂災害警戒区域又は浸水想定区域等で浸水した場合に想定される水深（以下「浸水深」という。なお、津波災害警戒区域の場合は、津波防災地域づくりに関する法律第５３条第２項に規定される基準水位をいう。）が１メートル以上に指定されている場合
- b 浸水想定区域等に所在する対象施設の建物新築工事契約時、建物購入契約時等から事業開始までのいずれかの時点において、対象施設の当該事業用地の浸水深が１メートル未満であって、本事業への申請時点において、浸水深が１メートル以上となっている場合

（エ）整備内容

災害イエローゾーンから災害イエローゾーン外への移転改築事業を対象とする。ただし、次の全てに該当する場合には、災害イエローゾーンにおける現地改築（対象施設の当該事業用地での改築をいう。一部改築を含む。以下同じ。）事業について対象とすることができる。

- a 災害イエローゾーン外での新たな事業用地の取得が困難であること、又は、移転により、対象施設に勤務する職員の確保が困難となるおそれが高いこと。
- b 対象施設の移転により、当該施設が所在する区域において都道府県の介護保険事業支援計画で見込まれている必要な介護サービス量の確保が困難になり、かつ、将来にわたり充足される見込みがないこと。
- c 対象施設又は対象施設が立地する事業用地において、災害イエローゾーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、被害の防止・軽減のための対策及び迅速な避難を可能とするための施設・設備上の対策が実施される計画となっていること。
- d 現地改築に合わせ、当該施設が所在する災害イエローゾーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、非常災害対策計画、避難確保計画等の改定が行われる計画となっているこ

と。

- e 当該施設について、過去に本事業を活用した現地改築を実施していないこと。

(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

ア 介護施設等の施設開設準備経費支援事業

介護施設等の開設時から安定した、質の高いサービスを提供するための体制整備等を支援するため、

- ・ 施設等の開設時（改築による再開設時を含む。）や既存施設の増床
- ・ また、訪問看護ステーションの大規模化（緊急時訪問看護の体制整備やサービス提供範囲の拡大を目的に、訪問看護事業所の看護職員や事務職員を増やすこと等）やサテライト型事業所の設置

の際に必要な初度経費（設備整備、職員訓練期間中の雇上げ（最大6ヶ月間）、職員募集経費、開設のための普及啓発経費、その他事業の立ち上げに必要な経費）を支援する事業を対象とする。

なお、以下の条件を全て満たす場合に限り、「開設時」の定義に、「災害復旧時（再開設時）」も含まれることとする。この場合、新規開設時に開設準備経費支援事業の補助を受けている施設等であっても、災害復旧時にあたっては当該事業を再度活用できることとする。

- ・ 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）第2条に基づき激甚災害指定されている災害により被災した施設等であること。
暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により、建物が倒壊・水没する等、全壊・大規模半壊・半壊（罹災証明書の交付に係る被害認定による等）し、かつ、既存施設を休止し、施設を再び開設する場合を目安として、都道府県がこれと同程度と認める場合であること。
- ・ 施設・事業所単位でみたときに、他の補助金等により設備災害復旧の補助を受けていないこと（法人単位でみたときに、他の補助金と組み合わせて補助を受けることは可能である。）。

イ 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援事業

介護施設等において、（1）イ（イ）の表中（1）又は（2）に該当する大規模修繕（助成を受けているかは問わない。）を実施する際に、別記2の（29）ロの介護テクノロジー導入支援事業において対象となっている機器等を導入するために必要な経費を支援する事業を対象とする。

なお、本事業においては、介護ロボット・ICT以外の設備整備、職員訓練期間中の雇上げ（最大6ヶ月間）、職員募集経費、開設のための普及啓発経費等は対象とならない。

また、事業実施にあたっての導入計画の策定及び導入効果の報告については、令和2年4月14日老高発0414第1号・老振発0414第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の別紙1を準用する。

ウ 介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組支援事業

市町村(特別区を含む。以下同じ。)が地域住民の介護予防・健康づくりと防災の意識啓発を連携し

て取り組むことができる地域の場の設置を図り、もって新たな地域コミュニティ（地域のつながり）の構築を支援することを目的とする。

実施主体は、市町村とする。市町村の助成により事業者が事業を実施する場合は、適切に介護予防拠点で備品購入等が行われるよう、市町村において、その必要性を十分に確認した上で補助すること。

（ア）介護予防拠点（（１）アの助成を受けているかは問わない。）における、

- ・ 参加者の介護予防・健康づくりや防災に対する意識の共有を図るために必要な備品購入費（例えば、介護予防・健康づくり・防災教室のための映像機器、ホワイトボード、研修教材等の購入費）
- ・ 介護予防拠点に対して、出前授業を行う消防団員や災害拠点病院の職員等に対する講師謝金や講師旅費、当該授業のための普及啓発経費

を支援する事業を対象とする。

（イ）体操等の介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点に、高齢者の防災に対する意識啓発の機能を付加するものであるため、購入した備品を介護予防・健康づくりに利用することは妨げないが、防災教室の開催や介護予防・健康づくりの取組の中で防災の要素も取り入れて実践する（例えば、歩行訓練を兼ねて地域の避難所を訪問して回る）等の事業の実施は必須とする。

（ウ）本事業の実施については、介護予防拠点の開設時等に限らないが、１か所につき１回限りとする。

（３）定期借地権設定のための一時金の支援事業

施設等用地の確保を容易にし、特別養護老人ホーム等の整備促進を図るため、用地確保のための定期借地権設定に際して土地所有者に支払われた一時金（賃料の前払いとして授受されたものに限る。）を支援する事業を対象とする。

また、地域の実情に合わせて、普通借地権設定でも可能とするが、この場合、当該用地に整備される施設等の経営が安定的・継続的に行われるよう、当該施設等運営法人が以下に掲げる要件を満たしていることを条件とする。

- ・ 貸与を受けている不動産について、施設等を経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。
- ・ 賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。
- ・ 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されており、施設等運営法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払可能であると認められること。

さらに、本体施設（特別養護老人ホーム等）を整備する際に、合築・併設施設（定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等）を整備する場合においては、当該敷地についても補助対象とする。

なお、介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）を整備する際に、本事業を活用する場合は、北海道、宮城県、茨城

県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、福井県、山梨県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、福岡県、熊本県における整備に限るものとする。

(4) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

ア 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修支援事業

次に掲げる施設（いずれも、定員規模は問わない。）のユニット化改修に要する経費を支援する事業を対象とする。

(ア) 特別養護老人ホーム

(イ) 介護老人保健施設

(ウ) 介護医療院

イ 既存の特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修支援事業

特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（いずれも、定員規模は問わない。）の多床室について、居住環境の質を向上させるために、プライバシー保護のための改修を行う費用を支援する事業を対象とする。

なお、改修は、各床間に間仕切りや壁等を設置し、他の入所者からの視線が遮断されることを前提とする。建具による仕切りは認めるが、家具やカーテンによる仕切りは認められない。また、天井から隙間が空いていることは認めるものとする。

1人当たりの面積基準については、4人部屋に中廊下を設けて居室を仕切るなど様々な工夫が考えられることから、仕切られた空間についての1人当たり面積基準は設けず、多床室全体として1人当たりの面積基準を満たしていれば足りることとする。

ウ 介護施設等における看取り環境整備推進事業

次に掲げる介護施設等（いずれも、定員規模は問わない。）において、看取り対応が可能な環境を整備するため、看取り及び家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設の改修、ベッド等の整備事業に要する経費を支援する事業を対象とする。

なお、整備を行う個室については、看取り及び家族等の宿泊のために十分なスペースを確保することとする。

また、整備した個室に関しては看取りに利用することを原則とするが、看取りとしての利用がない期間において、入所者の静養や家族等の一時的な宿泊等に使用することを可能とする。

(ア) 特別養護老人ホーム

(イ) 介護老人保健施設

(ウ) 介護医療院

(エ) 養護老人ホーム

(オ) 軽費老人ホーム

(カ) 認知症高齢者グループホーム

(キ) 小規模多機能型居宅介護事業所

(ク) 看護小規模多機能型居宅介護事業所

(ケ) 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）

エ 共生型サービス事業所の整備推進事業

障害者や障害児と交流することにより高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるように支援するため、次に掲げる共生型サービスの指定を受けた介護保険事業所（本事業完了の日までに当該指定を受ける見込みの既存の事業所及び創設する事業所を含む。）において、障害者や障害児を受け入れるために必要な施設の改修、設備整備に要する経費を支援する事業を対象とする。

(ア) 通所介護事業所（地域密着型通所介護事業所を含む。）

(イ) 短期入所生活介護事業所（介護予防短期入所生活介護事業所を含む。）

(ウ) 小規模多機能型居宅介護事業所

(エ) 看護小規模多機能型居宅介護事業所

(5) 民有地マッチング事業

介護施設等の整備等を促進するため、土地等所有者と介護施設等を運営する法人等（以下「介護施設等整備法人等」という。）のマッチングを行うための経費の補助を行い、都市部を中心とした用地不足への対応を図ることを目的とする。

実施主体は、都道府県及び市町村（以下「都道府県等」という。）

とする。なお、都道府県等が認めた者へ委託等を行うことができる。

委託により事業を実施する場合は、適切な地域で介護施設等の整備が行われるよう、都道府県等において地域の介護の需給状況を十分に把握した上で委託すること。

ア 土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチング支援

土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチングを行うため、土地等所有者から整備候補地等を募集し、当該候補地等での介護施設等整備を希望する法人の公募・選考等を行う。

(ア) 介護施設等の整備のために提供が可能な土地等について公募等により募集し、介護施設等の実施に適当な場所（地域の介護ニーズの状況、立地、土地の広さ、各種関係法令との整合性に問題がない等）であることの確認を行った上で、選定を行うこと。

(イ) (ア) で選定された介護施設等整備候補物件において、介護施設等の整備を希望する法人を公募等により募集し、事業実施に当たって適当な法人（過去の決算書、監査の結果に重大な指摘がない等）であることの確認を行った上で、選定を行うこと。

(ウ) 土地等所有者及び介護施設等整備法人等の公募に当たっては、公募条件やマッチング後の整備要件や手続き等について、予め周知しておくこと。

(エ) 選定した土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチングを行い、交渉可能な物件及び連絡先等について紹介をすること。

(オ) 本事業の趣旨は、介護の需要の多い地域及び利便性の高い地域での整備を推進する目的で、土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチングを行うものであるため、両者の選定・交渉可能な相手の紹介後の具体の契約締結については、当事者間で実施することを原則とする。

イ 整備候補地等の確保支援

介護施設等の設置が可能な土地等の確保のため、地域の不動産事業者・金融機関・関係団体等と連携するなどにより、土地等の所有者を把握し、介護施設等の用に供する土地等としての活用に向けた働きかけを行うことにより、整備候補地等の確保に向けた取組を行う。

(ア) 介護施設等の用に供する土地等の積極的な掘り起こしを行うため、地域の不動産事業者・金融機関・関係団体等を含めた協議会の設置や担当職員の配置を行うこと。

(イ) 介護施設等の用に供する土地等としての活用に向けた働きかけを行う際には、市町村の整備計画と整合するよう、立地や土地の広さ等、必要な要件を明らかにした上で行うこと。

(ウ) 実施に当たっては、地域の不動産事業者・金融機関・関係団体等と連携し適切な整備候補地等を把握した上で個々に当該土地等の所有者に働きかけるほか、民間事業者の資産活用セミナー、個別相談会、説明会・施設見学会を活用するなど効率的な事業実施に努めること。

(エ) 土地等の所有者への説明に当たっては、介護施設等の用に供することが決定した後の手続きや、各種の補助制度や税制等について説明を行うことが望ましいこと。

(オ) 介護施設等の用に供することが決定した際には、アの活用その他適切な方法で介護施設等設置法人等とのマッチングや紹介を行うとともに、介護施設等の整備が円滑に進むよう支援すること。

ウ 地域連携コーディネーターの配置支援

介護施設等の設置や増設に向けた地域住民との調整、介護施設等設置後における施設利用希望者の介護施設等への接続支援、地域活動への参加、利用者等への相談援助の実施など、介護施設等の設置、運営の円滑化を推進するためのコーディネーターを都道府県、市町村又は介護施設等に配置する。

(ア) 本事業の実施に当たっては、担当職員を配置すること。

(イ) コーディネーターは、地域住民との調整や施設利用希望者の介護施設等への接続支援等の実施に当たっては、都道府県及び市町村の整備計画や地域の介護の受け皿の状況に関する情報の共有など都道府県及び市町村と連携するとともに、都道府県及び市町村は必要に応じ介護施設等の支援を行うこと。

(ウ) 他の補助金等により人件費の補助が行われている職員については、本事業の補助対象とはしない。

(6) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

介護施設等において新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、簡易陰圧装置の設置、ゾーニング環境等の整備、多床室の個室化に係る費用を支援することを目的とする。

ア 介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業

(ア) 対象事業

介護施設等において、感染拡大のリスクを低減するためには、ウイルスが外に漏れないよう、気圧を低くした居室である陰圧室の設置が有効であることから、居室等に陰圧装置を据えらるとともに簡易的なダクト工事等を行う事業を対象とする

(イ) 対象施設等（いずれも定員規模は問わない）

- a 特別養護老人ホーム
- b 介護老人保健施設
- c 介護医療院、介護療養型医療施設
- d 養護老人ホーム
- e 軽費老人ホーム
- f 認知症高齢者グループホーム
- g 小規模多機能型居宅介護事業所
- h 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- i 有料老人ホーム
- j サービス付き高齢者向け住宅
- k 短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所
- l 生活支援ハウス

イ 介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業

(ア) 対象事業

- a ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援
ユニット型である介護施設等において、各ユニットの共同生活室の入口に玄関室を設置する等により、消毒や防護服の着脱等を行うためのスペースを設置するための事業を対象とする。
- b 従来型個室・多床室のゾーニング経費支援
介護施設等のうち、従来型個室、多床室である介護施設等について、新型コロナウイルス感染症が発生した際に感染者と非感染者の動線を分離することを目的として行う従来型個室・多床室の改修を行う事業を対象とする。
- c 家族面会室の整備等経費支援
介護施設等において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止しつつ家族との面会を実施するために必要な家族面会室を整備（2方向から出入りできる家族面会室の設置の他、家族面会室の複数設置や拡張、家族面会室における簡易陰圧装置・換気設備の設置、家族面会室の入口に消毒等を行う玄関室の設置、家族面会室がない場合の新規整備等）するための事業を対象とする。

(イ) 対象施設等（いずれも定員規模は問わない）

- a 特別養護老人ホーム
- b 介護老人保健施設
- c 介護医療院、介護療養型医療施設
- d 養護老人ホーム

- e 軽費老人ホーム
- f 認知症高齢者グループホーム
- g 小規模多機能型居宅介護事業所
- h 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- i 有料老人ホーム
- j サービス付き高齢者向け住宅
- k 短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所
- l 生活支援ハウス

ウ 介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援事業

(ア) 対象事業

介護施設等において、感染が疑われる者が複数発生して多床室に分離する場合に備え、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化に要する改修するための事業を対象とする。

なお、可動の壁は認めるが、天井から隙間が空いていることは認めないものとする。

(イ) 対象施設等（いずれも定員規模は問わない）

- a 特別養護老人ホーム
- b 介護老人保健施設
- c 介護医療院
- d 養護老人ホーム
- e 軽費老人ホーム
- f 認知症高齢者グループホーム
- g 小規模多機能型居宅介護事業所
- h 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- i 有料老人ホーム
- j 短期入所生活介護事業所
- k 生活支援ハウス

(7) 介護職員の宿舎施設整備事業

介護人材（外国人を含む。）を確保するため、イに掲げる介護施設等（いずれも、定員規模は問わない。）の事業者が当該介護施設に勤務する職員（職種は問わず、幅広く対象）の宿舎を整備するための費用の一部を補助することにより、介護職員が働きやすい環境を整備することを目的とする。

ア 対象事業

(ア) 地域の実情や利用者のニーズに応じて柔軟に整備できるよう、宿舎の定員規模や設備（居室類型、入居者の1人当たりの居室の床面積や台所、浴室、便所及び洗面設備等）は問わない。ただし、補助対象となるのは、イに掲げる介護施設等（建築中のものを含む。）に勤務する職員数分の定員規模までであって、1定員当たりの延べ床面積（バルコニー、廊下、階段等共用部分を含

む。) 33㎡以下を助成配分基準とする。なお、土地の買収又は整地に要する費用、設備整備に係る経費は対象としないものとする。

- (イ) 家賃設定については、居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案し、近傍（原則として本事業で整備する宿舍の所在する市町村内の地域内とする。）類似の家賃と比較して低廉なものとする。
- (ウ) 設置場所については、利用の便（近接地、通勤経路）の面等から検討するものであり、個々の施設により事情が様々であることから、敷地内又は近隣の設置に限定されない。
- (エ) 入居者については、イに掲げる介護施設等に勤務する職員でなければならない。ただし、当該介護施設等の職員の利用に支障のない範囲（定員規模の2割以内）において、当該職員の家族等やイに掲げる以外の介護保険・老人福祉関連施設・事業所（サービス付き高齢者向け住宅を含む。）に勤務する職員に限り、その利用を認めて差し支えない。
- (オ) 土地所有者（オーナー）が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事業も対象とする。この場合、施設等運営法人が事業実施に当たって適当な法人であることの確認を行った上で、選定されていることを前提とする。また、宿舍の管理及び活用が適切に行われるよう、貸付を受ける施設等運営法人は、本事業で整備する宿舍所有者から宿舍を一括して借り上げ入居者に転貸することを条件とする。

イ 対象施設等

- (ア) 特別養護老人ホーム
- (イ) 介護老人保健施設
- (ウ) 介護医療院
- (エ) 特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス
- (オ) 認知症高齢者グループホーム
- (カ) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (キ) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- (ク) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (ケ) 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）

ウ 整備区分

「整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

整備区分	整備内容
創 設	新たに宿舍を整備すること。 ※ 空き家等の既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合において、当該建物を買収して、宿舍を整備する事業を含む。 ※ 空き家等の既存建物を改修（本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うもの）して、宿舍を整備する事業を含む。

増 築	既存の宿舍の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改 築	既存の宿舍を取り壊して、現在定員の増員を行わずに、新たに宿舍を整備すること。（一部改築を含む。） ※1 取壊し費用も対象とすることができる。 ※2 既存宿舍を移転して改築する事業を含む。この場合、既存宿舍を取り壊すかどうかは問わない。
増 改 築	既存の宿舍を取り壊して、新たに宿舍を整備するのにあわせて現在定員の増員を図るための整備をすること。（一部増改築を含む。）※1、※2について同上。
改 修	既存の宿舍を本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うものであること。

3 助成額の算定方法

(1) 算定方法

都道府県計画に記載された事業について、別表1の第1欄に定める施設等の区分ごとに、第2欄に定める配分基礎単価に第3欄に定める単位の数に乗じて得た額と第4欄に定める対象経費の実支給額とを比較して少ない方の額を助成額とする。

ただし、「定期借地権設定のための一時金の支援事業」及び「介護職員の宿舍施設整備事業」については、別表1の(3)及び(7)の第1欄に定める施設等の区分ごとに、第2欄に定める配分基準により算定した額と第4欄に定める対象経費の実支給額とを比較して少ない方の額に、第3欄に定める補助率を乗じて得た額を助成額とする。また、介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業については、別表1の(6)の第1欄に定める事業等の区分ごとに、第2欄に定める配分基礎単価に第3欄に定める単位の数に乗じて得た額と第4欄に定める対象経費の実支給額とを比較して少ない方の額に、第5欄に定める補助率を乗じた額を助成額とする。

なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(2) 財政上の特別措置

上記2の対象事業のうち(1)及び(4)の事業の助成額については、次表の第1欄に定める区分につき、第2欄に定める対象施設が都道府県計画に記載される場合には、当該施設の種類ごとに、3の(1)により算定した額に第3欄に定める加算率を乗じて得た額を加算することができるものとする。

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

1 区 分	2 対象施設の種類	3 加算額
公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号）第2条に規定する公害防止対策事業として行う場合	・ 特別養護老人ホーム ・ ケアハウス ・ 生活支援ハウス	別表1-1の第2欄に定める配分基礎単価に0.10を乗じて得た額
沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条に規定する沖縄振興計画に	・ 特別養護老人ホーム ・ 生活支援ハウス	別表1-1の第2欄に定める配分基礎単価に0.50を乗じ

基づく事業として行う場合		て得た額
地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	・ 特別養護老人ホーム	別表1－1の第2欄に定める配分基礎単価に0.30を乗じて得た額
地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	・ 特別養護老人ホーム	別表1－1の第2欄に定める配分基礎単価に0.30を乗じて得た額
南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設（取壊し費用含む）	・ 特別養護老人ホーム ・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院 ・ ケアハウス ・ 認知症高齢者グループホーム ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 認知症対応型デイサービスセンター ・ 生活支援ハウス	別表1－1の第2欄に定める配分基礎単価に0.32を乗じて得た額
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設（取壊し費用含む）	・ 特別養護老人ホーム ・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院 ・ ケアハウス ・ 認知症高齢者グループホーム ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 認知症対応型デイサービスセンター ・ 生活支援ハウス	別表1－1の第2欄に定める配分基礎単価に0.32を乗じて得た額

（3）豪雪地帯対策特別措置法及び離島等による特例

豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯又は離島振興法（昭和28年法律第72号）、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法

律第189号)、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)若しくは沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)に基づく離島等に所在する場合は、(1)及び(2)により算定された当該額に0.08を乗じて得た額を加算することができるものとする。

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

4 その他

(1) 介護施設等の整備に関する事業に係る都道府県計画及び市町村計画の事業の選定に当たっては、次のものを優先的に盛り込むよう配慮するものとする。

ア 施設利用者に対するサービス提供に止まらず、広く地域に開かれた在宅福祉の推進拠点としての機能を果たすもの。

イ 都市部における用地取得の困難性に鑑み、地方公共団体が土地を貸与するものや施設の高層化を図るなど高齢者が利用する施設を中心市街地等の利用しやすい場所に整備するものや、文教施設等の利用も含め各種施設の合築、併設を行うこと等により土地の有効活用等を図るもの。

ウ 過疎、山村、離島地域等において、適切な入所者処遇と効率的な施設運営が確保できるもの。

エ 災害レッドゾーンや災害イエローゾーンに所在する施設の移転改築整備を行うもの。

オ 入所者等の精神的なゆとりと安らぎのある生活環境づくりや資源循環型社会の構築に寄与していくため、施設の木造化、内装等への木材の利用、木製品の利用等を行うもの。

カ 内閣府による地域再生計画の評価結果を踏まえ、地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生の総合的かつ効果的な推進に資するものと認められるもの。

キ 都市再生特別措置法を踏まえ、医療・福祉・商業等の生活サービス機能や居住の集約・誘導により持続可能なまちづくりを進めるためのコンパクトシティ形成に向けた取組に資するもの。

(2) 災害レッドゾーンや災害イエローゾーンにおける施設等の移転改築整備等が進むよう、以下のとおりの取扱いとする。

ア 介護施設等の整備に関する事業に係る都道府県計画及び市町村計画の事業の選定に当たっては、4(1)エの事業を他の事業より、優先的に盛り込むよう配慮すること。

イ 災害レッドゾーンにおいて介護施設等の新規整備を行う場合には、防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害レッドゾーンから外れることが見込まれる場合等を除き、原則、介護施設等の整備に関する事業による補助の対象としないこと。

ウ 災害イエローゾーンにおいて、介護施設等の新規整備を行う場合には、防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害イエローゾーンから外れることが見込まれる場合等を除き、原則、介護施設等の整備に関する事業による補助の対象としないこと。ただし、次に掲げる場合には補助の対象とすることができる。

(ア) 土砂災害警戒区域または浸水深1メートル以上の浸水想定区域等の場合は、次のaからdの全てに該当すること

(イ) 浸水深1メートル未満の浸水想定区域等の場合は、次のc及びdに該当すること

a 新規整備を行う介護施設等の事業用地が所在する日常生活圏域において、当該日常生活圏域の

大半が災害イエローゾーンである等、災害イエローゾーン以外での事業用地の取得が困難であること。

- b 新規整備を行う介護施設等の事業用地が所在する市区町村において、災害イエローゾーンにおける介護施設等の新規整備を認めない場合、当該施設が所在する区域において市区町村の介護保険事業計画で見込まれている必要な介護サービス量の確保が困難になり、かつ、将来にわたり充足される見込みがないこと。
- c 新規整備を行う介護施設等又は介護施設等が立地する事業用地において、災害イエローゾーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、被害の防止・軽減のための対策及び迅速な避難を可能とするための施設・設備上の対策が実施される計画となっていること。
- d 新規整備を行う介護施設等の事業用地が所在する災害イエローゾーンの災害想定により想定しうる被災リスクへの対策が非常災害対策計画、避難確保計画等に記載される計画となっていること。

エ 令和5年度以降に、災害イエローゾーンにおいて新規整備した介護施設等については、2（1）アの事業の対象としないこと。

オ 令和5年度以降に、災害イエローゾーンにおいて新規整備した広域型介護施設等については、2（1）エの事業の対象としないこと。

別表 1 配分基礎単価

(1) 地域密着型サービス等整備等助成事業

1 区 分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
地域密着型サービス施設等の整備※ ※以下の範囲で都道府県知事が定める額			地域密着型特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	2,000～5,280 千円	整備床数	
・小規模な介護老人保健施設	25,000～66,000 千円	施設数	
・小規模な介護医療院	25,000～66,000 千円	施設数	
・小規模な養護老人ホーム	2,820 千円	整備床数	
・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～5,280 千円	整備床数	
・都市型軽費老人ホーム	2,110 千円	整備床数	
・認知症高齢者グループホーム	15,000～39,600 千円	施設数	
・小規模多機能型居宅介護事業所	15,000～39,600 千円	施設数	
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	7,000 千円	施設数	
・看護小規模多機能型居宅介護事業所	15,000～39,600 千円	施設数	
・認知症対応型デイサービスセンター	14,100 千円	施設数	
・介護予防拠点	10,500 千円	施設数	
・地域包括支援センター	1,410 千円	施設数	
・生活支援ハウス	42,100 千円	施設数	
・緊急ショートステイの整備	1,410 千円	整備床数	
・施設内保育施設	14,100 千円	施設数	
・小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であつて、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～5,280 千円	整備床数	
介護施設等の合築等			
・別記1の2の（1）アの事業対象施設と合築・併設	合築・併設する施設それぞれ上記の配分基礎単価に1.05 を乗じた額	上記に準ずる	
空き家を活用した整備※ ※以下の範囲で都道府県知事が定める額			
・認知症高齢者グループホーム	10,500 千円	施設数	
・小規模多機能型居宅介護事業所			
・看護小規模多機能型居宅介護事業所			
・認知症対応型デイサービスセンター			
介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備※ ※以下の範囲で都道府県知事が定める額			
・特別養護老人ホーム	1,330 千円	定員数	
・介護老人保健施設			
・介護医療院			
・養護老人ホーム			
・軽費老人ホーム			

災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の 移転改築整備※		※以下の範囲で都道府県知事が定める額	
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	2,000～5,280 千円	整備床数 ※移転後床数。 ただし、増員分 は対象外。	
介護老人保健施設	25,000～66,000 千円	施設数	
介護医療院	25,000～66,000 千円	施設数	
養護老人ホーム	2,820 千円	整備床数 ※移転後床数。 ただし、増員分 は対象外。	
ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～5,280 千円	整備床数 ※移転後床数。 ただし、増員分 は対象外。	
介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～5,280 千円	整備床数 ※移転後床数。 ただし、増員分 は対象外。	
災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の 改築整備※		※以下の範囲で都道府県知事が定める額	
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	2,000～5,280 千円	整備床数 ※移転後床数。 ただし、増員分 は対象外。	
介護老人保健施設	25,000～66,000 千円	施設数	
介護医療院	25,000～66,000 千円	施設数	
養護老人ホーム	2,820 千円	整備床数 ※移転後床数。 ただし、増員分 は対象外。	
ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～5,280 千円	整備床数 ※移転後床数。 ただし、増員分 は対象外。	
介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～5,280 千円	整備床数 ※移転後床数。 ただし、増員分 は対象外。	

注）施設数単位で助成する施設等について、新規開設時に一度助成を受けている場合であっても、増床する場合には、配分基礎単価を平均利用定員で割るなど、合理的な方法を用いて算出した額で助成することができる。

(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

1 区 分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
介護施設等の開設時、増床時及び再開設時（改築時）に必要な経費			特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設の増床に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。
定員 30 名以上の広域型施設等※ ※以下の範囲で都道府県知事が定める額			
・ 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	989 千円	定員数	
・ 介護老人保健施設			
・ 介護医療院			
・ ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
・ 養護老人ホーム			
・ 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	4,960 千円	施設数	
・ 訪問看護ステーション（大規模化やサテライト型事業所の設置）			
定員 29 名以下の地域密着型施設等※ ※以下の範囲で都道府県知事が定める額			
・ 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	989 千円	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿泊定員数とする。	
・ 小規模な介護老人保健施設			
・ 小規模な介護医療院			
・ 小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
・ 認知症高齢者グループホーム			
・ 小規模多機能型居宅介護事業所			
・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所			
・ 小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	16,600 千円	施設数	
・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所			
・ 都市型軽費老人ホーム	496 千円	定員数	
・ 小規模な養護老人ホーム	496 千円		
・ 施設内保育施設	4,960 千円	施設数	
介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ＩＣＴの導入に必要な経費			特別養護老人ホーム等の大規模修繕の際にあわせて行う、介護ロボット・ＩＣＴの導入に必要な経費（令和２年４月１４日老高発 0414 第１号・老振発 0414 第１号厚生労働省老健局高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の別紙１を準用する）。
定員 30 名以上の広域型施設等※ ※以下の範囲で都道府県知事が定める額			
・ 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	496 千円	定員数	
・ 介護老人保健施設			
・ 介護医療院			
・ ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
・ 養護老人ホーム			
・ 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	496 千円	定員数	
・ 訪問看護ステーション（大規模化やサテライト型事業所の設置）			
定員 29 名以下の地域密着型施設等※ ※以下の範囲で都道府県知事が定める額			
・ 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	496 千円	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小	
・ 小規模な介護老人保健施設			
・ 小規模な介護医療院			

	・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）		規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿泊定員数とする。	
	・認知症高齢者グループホーム			
	・小規模多機能型居宅介護事業所			
	・看護小規模多機能型居宅介護事業所			
	・小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であつて、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
	・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	8,250 千円	施設数	
	・都市型軽費老人ホーム	248 千円	定員数	
	・小規模な養護老人ホーム	248 千円		
	・施設内保育施設	2,480 千円	施設数	
介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組に必要な経費※				
※以下の範囲で都道府県知事が定める額				
	・介護予防拠点	118 千円	1 か所	介護予防拠点において参加者の防災に対する意識の共有を図るために必要な需用費（印刷製本費、修繕料）、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、旅費、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）又は委託料。

(3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業

1 区 分	2 配分基準	3 補助率	4 対象経費
【本体施設】 定員 30 名以上の広域型施設 ・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ・養護老人ホーム ・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） 定員 29 名以下の地域密着型施設等 ・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・小規模な介護老人保健施設 ・小規模な介護医療院 ・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・都市型軽費老人ホーム ・小規模な養護老人ホーム ・施設内保育施設 ・小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） 【合築・併設施設】 定員 29 名以下の地域密着型施設等 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ・認知症対応型デイサービスセンター ・介護予防拠点 ・地域包括支援センター ・生活支援ハウス ・緊急ショートステイ	当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価（路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局庁が定める倍率を乗じた額等、都道府県知事が定める合理的な方法による額）の2分の1	1/2	定期借地権設定に際して授受される一時金であって、借地代の前払いの性格を有するもの（当該一時金の授受により、定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の地代の引き下げが行われていると認められるもの）。

(4) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

1 区 分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
既存施設のユニット化改修※			特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修（施設の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
「個室 → ユニット化」改修	1,410 千円	整備床数	
「多床室（ユニット型個室的多床室を含む。） → ユニット化」改修	2,820 千円		
ア 特別養護老人ホームのユニット化 イ 介護老人保健施設のユニット化 ウ 介護医療院のユニット化			
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（多床室）のプライバシー保護のための改修	865 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数	
介護施設等の看取り環境の整備※			特別養護老人ホーム等の看取り環境又は共生型サービス事業所の整備のための改修に必要な経費については同上。設備については、需用費（修繕料）、使用料及び賃借料又は備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）。
・ 特別養護老人ホーム ・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院 ・ 養護老人ホーム ・ 軽費老人ホーム ・ 認知症高齢者グループホーム ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	4,130 千円	施設数	
共生型サービス事業所の整備※			
・ 通所介護事業所（地域密着型通所介護事業所を含む。） ・ 短期入所生活介護事業所（介護予防短期入所生活介護事業所を含む。） ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所	1,230 千円	事業所数	

注) いずれの事業の介護施設等も、定員規模は問わない。

(5) 民有地マッチング事業

1 区 分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
民有地マッチング事業※ ※以下の範囲で都道府県知事が定める額			民有地マッチング事業を実施するために必要な賃金、旅費、謝金、会議費、印刷製本費、備品購入費等
・土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチング支援	6,610 千円	自治体	
・整備候補地等の確保支援	5,410 千円	自治体	
・地域連携コーディネーターの配置支援	5,290 千円	1か所	

注) 介護施設等とは、(3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業の対象施設をいう。

(6) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

1 区 分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費	5 補助率
介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業	5,100 千円	都道府県知事が認めた台数(定員数を上限とする)	簡易陰圧装置を設置するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	2/3
介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業				
・ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援	1,180 千円	1か所	感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	2/3
・従来型個室・多床室のゾーニング経費支援	7,070 千円	1か所		2/3
・家族面会室の整備等経費支援	4,130 千円	施設・事業所		2/3
介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援事業	1,160 千円	定員数	介護施設等における多床室の個室化に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	2/3

注) いずれの介護施設等も、定員規模は問わない。

(7) 介護職員の宿舎施設整備事業

1 区 分	2 配分基準	3 補助率	4 対象経費
介護職員の宿舎施設整備事業			特別養護老人ホーム等の職員の宿舎の整備（宿舎の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
・ 特別養護老人ホーム	介護職員1定員当たりの延べ床面積（バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。）33㎡ ※上記の基準面積は、補助金算出の限度となる面積であり、実際の建築面積が上記を下回る場合には、実際の当該建築面積を基準面積とする。	1／3	
・ 介護老人保健施設			
・ 介護医療院			
・ ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
・ 認知症高齢者グループホーム			
・ 小規模多機能型居宅介護事業所			
・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所			
・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所			
・ 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			

注) いずれの介護施設等も、定員規模は問わない。